

給付金申請案内及び添付書類について

●ご案内

1. 当会では、給付事由が発生した場合、当会または(一財)全労済協会により、給付金をお支払しております。
2. 給付金受給資格は共済会入会月の翌月からとなります。また、申請期間は事由発生後3年間ですが、会員を脱会されると給付資格は失効となりますので、事務局まで早めに申請して下さい。
3. 給付金のお支払いは、審査の上決定しますので、1ヶ月ほど時間がかかります。予めご了承下さい。
4. 会費の未納がある場合は共済給付金のお支払いを停止いたします。
5. 申請には給付申請1件ごとに申請書が1枚ずつ必要です。(同じ事由でも申請1件につき1枚必要です)

●添付書類一覧表 下記の表をご参考に必要書類を添付の上、申請書を事務局までご提出して下さい。

提出書類	共済事由	添付書類
死亡弔慰金	本人	①全労済協会所定保険金請求書(事務局までご連絡下さい) ②会員と受取人の関係を証明する戸籍謄本 ③医師の死亡診断書(検案書)の写し(死因及び死亡日の確認できるもの) ④別途添付書類が必要な場合あり ※不慮・交通事故は別途添付書類必要
	配偶者	①戸籍謄本(会員との関係と死亡日の確認ができるもの)
	親	①親の戸籍謄本等(死亡日の確認ができるもの) ②会員の戸籍謄本等(会員との親子関係が確認できるもの)
	子	①子の戸籍謄本(会員との関係と死亡日の確認ができるもの)
	住宅災害による同居親族	①医師の死亡診断書(検案書)の写し(死因及び死亡日の確認できるもの) ②別途添付書類が必要。(事務局までお問い合わせください)
見舞金	傷病休業	①全労済協会所定保険金請求書(事務局までご連絡下さい) ②医師の診断書等傷病による休業日数が確認できる書類(写し可)
	障害	①全労済協会所定保険金請求書(事務局へご連絡下さい) ②医師の後遺障害診断書等 ※その他事由により別途必要書類あり(事務局までお問い合わせください) ※障害認定は労働者災害補償保険法施行規則に準じています。
	住宅災害	①全労済協会所定保険金請求書(事務局までご連絡下さい) ①関係官署の罹災証明書等(至急事務局までご連絡下さい)
祝い金	結婚	①戸籍謄本等、配偶者氏名記載で法律上の婚姻が確認できるもの ※改姓の場合は会員証を添付
	子の出生	①母子手帳の写し、健康保険証の写し、または住民票の写し等、いずれか出生と会員との親子関係がわかるもの。※生後14日以内の死亡は対象外
	子の小学校入学	会員と生計を一にする子が対象 ①健康保険証、または住民票等の写しのいずれか、子の生年月日と会員との親子関係が確認できるもの
	子の中学校入学	①健康保険証、または住民票等の写しのいずれか、子の生年月日と会員との親子関係が確認できるもの
	銀婚	①戸籍謄本等(事由発生日以降に発行されたもの)で配偶者氏名と婚姻日が確認できるもの(夫婦健在)
	金婚	①戸籍謄本等(事由発生日以降に発行されたもの)で配偶者氏名と婚姻日が確認できるもの(夫婦健在)

※ 戸籍謄本は写し可 ※ 戸籍謄本=全部事項証明書

※ 戸籍謄本等公的書類は発行日から6か月以内の書類をご提出ください。(但し事由発生後のもの)

※ 事由の内容と詳細は保存版でご確認頂くか、事務局までお問い合わせください。

多摩市勤労者市民共済会事務局

042-375-8111 (内線2365)